

ID: 1832

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	経営管理実施権配分計画の取消し		
法令名 根拠条項	森林経営管理法 第40条第2項		
法令番号	平成30年法律第35号		
【根拠条文】 (経営管理実施権配分計画の取消し) 第40条 市町村は、第9条第2項、第15条第2項、第23条第2項又は第32条第2項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該解除に係る経営管理権に基づいて設定された経営管理実施権に係る森林に係る部分を取り消すものとする。 2 市町村は、林業経営者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合 (2) 第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合 (3) 経営管理実施権の設定を受けた森林について経営管理を行っていないと認める場合 (4) 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合 (5) 正当な理由がなくて前条の報告をしない場合 (6) その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成31年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日